

Title	神代紀の基礎的考察
Sub Title	Basic problems of the age of gods in the Nihon-Shoki
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.2 (1977. 6) ,p.57(169)- 80(192)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19770600-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神代紀の基礎的考察

三 宅和朗

はじめに

- 一、「云々」による省略法
- 二、前略・後略の省略法
- 三、「一書」の存在形態

貴重な基礎史料とされつつも、その性格等については意外な程、不明な点が多いし、又、記紀批判の深化に対しても研究されずに取り残されている部分が少なくないと思われる。

四、結語 註

はじめに

日本書紀の神代卷（以下、神代紀と略す）には、本文の後に必ず「一書曰」として異伝が併記され、その数は五十八個にも及んでいる。「一書」は日本神話研究上、極めて

抑、近代以降の神話研究で、この「一書」を最も有効に利用されたのは三品彰英氏⁽¹⁾であり、周知の如く、「一書」相互の緻細な内容比較から「古典神話の発展過程を歴史的に再構成」することを企図された。しかし、氏の場合、「一書」の存在形態という基本問題については、十分な説明が見られないという憾みがあり、紀編者が「一書」として「古伝をそのまま収録するように努め」た態度を称揚しておられるところからも窺われる様に、本居宣長などに既に見られていた「一書」の常識的通説的理⁽²⁾解をそのまま踏襲

されていいたようである。尤も、ここで注意さるべきは、氏自身、「一書」の内でも、例えは第七段第一・第三の一書や第十段第二の一書には省略があることを承認されていた事である。しかしながら、この指摘は、飽くまでも部分的なものに限られ、かつ、異伝間の内容比較に際して十分配慮されなかつたことが、後に伊藤清司氏によつて厳しく批判されることになつたわけである。

ところで、こうした「一書」に対する、ある意味で安易な理解に對して、最近、新たな觀点から、これに鋭い問題提起が、伊藤清司氏によつてなされた。氏は「一書の記述は原則として省略型をとつてゐる」即ち、「一書」は、前出の本文乃至「一書」にほぼ同じような内容が出た場合には、割愛する原則があつたのではないかとされる。従つて「一書」の省略を十分考慮しないで、「一書」間の内容差を重視する三品氏の研究法には限界があると言わるのである。又、別のところでは、「一書」の省略法について

一書というのは、前出の伝承はこれを省略しているといふ前提で見るべきであると考えるのである。同じ一書でも

本文あるいは前出の一書と重複する部分が最初の部分にあるときには、ことわりなしに省略して異伝のところから書き出している。それからおしまいが重複する場合には、特別注記せずに省略している。ただし文中に重複がある場合にはその部分を“云々”と記述して略す。

と述べられて、省略法に、「前略・後略」、「云々による省略」の二つの基本型があつたとして、更に自説を強調されたのである。

この伊藤氏の新説は、記紀神話研究の基礎史料にかかわるだけに極めて重大である。しかし、これを子細に検討すると、差当つて、次の二点において不十分であつたようだと思ふ。第一に、省略説を積極的に主張し得るだけの証拠を示されなかつた事——従つて、その限りにおいては、「一書」をそのまま古傳承と見る三品氏等の通説も依然として成り立ち得る——、第二に、先行学説として、鈴木重胤の説を見落されていた事である。前者の問題については後述に委ねたいが、厖大な神代紀の註釈書である『日本書紀伝』の著者重胤については、ここで少し触れておきたい。重胤

に關しては、その説が今日でも部分的に使われることはあ

つても、その全体の評価等については、あまり論じられていないようである。管見の限りでは、僅かに坂本太郎氏が「かれは書紀の本文に絶対の尊信を捧げ、その漢文的潤色の部分も尊い古傳であり、深い意味のある所とする。書紀の本文相互の間、他の古書との間の徹底した比較研究、神名についての精緻な研究などが、かれの方法の特色であつて、中には参考とすべき説もあるが、概していえば今日の関心から離れたものが多い」と評された程度である。しかし『日本書紀伝』に散見する「一書」に対する理解は、頗る注目に値するものであると言わねばならない。例えば、大八洲生成章第六の一書には、次のような註釈が見える。⁽⁸⁾

諸、此より下の伝々には、唯大八洲國の異説耳を擧げられて、前後に事實の文無きは、正書又佗一書共の中に、何れか同じき伝有る故に、略き載られざりける者なり。

第二より第五迄の一書には、大八洲國より以前の事實耳有りて、右等に國号を省かれたるも、亦此に同じ、然れば正書一書相融通して、一條の文の如く、彼此を合せ読

むべき所多しと知るべし。是即ち御紀の見様なり。

要するに、大八洲生成章で、国生みだけしか記さない第六と第九の一書も、逆に、第二と第五の一書が国生みの話の記載のないもの、共に、前出の一書と重複していた為、省略されたからで、これは「御紀の見様」であると言うのである。しかも、こうした類の註記は一個所というわけではなく、再三にわたって見出すことが出来るのである。又、伊藤氏の指摘された「云々」による省略についても、宝鏡開始章第三の一書に見える「云々」に、

正書と一書と互見すれば、相知らるゝ事なるが故に、此處も已に上に載たる同じ趣なる事を譲りて、再云はさるを以て、云々と云ふ字を用ひられたる者なり。

と註しているのである。このように、重胤の省略説は、完全に伊藤氏の先行学説と認める事ができるであろう。⁽¹⁰⁾これによつて、重胤とは全く別のアプローチで同じ説に到達された伊藤説の価値が減ずるわけではあるまい。しかしながら、今後、「一書」の省略の問題を論ずる場合は、従来、この点でほとんど無視されていた重胤説にまで遡つて検討

されねばならなくなつたと言えるだろう。

以上、述べて来たことからも知られるように、従来、「一書」の取り扱い方に二つの見解があつたことが知られよう。

一は、三品氏に代表されるような、「一書」の所伝そのものに古伝本来の姿を見出そうとするもので、若し、この基本認識を是とするならば、概ね、三品氏の研究も十分説得力を保ち得る筈である。他は、重胤・伊藤氏の省略説である。「一書」の内容の断片性を省略された結果と見るわけで、この説が容許されれば、古くからの通説的な見方は、その修正を迫られることになり、又、この点から出発する新たな問題が提起されてくることになるだろう。但

し、伊藤説の所で述べた省略説の難点は、重胤の場合にもそのまま当てはまるのであるが、それを克服して省略説を主張し得る為には、なお一層の史料的根拠が提示されねばならないと思われる。

そこで、本稿では、以上のように問題状況を把握した上で、大略、省略説を支持する立場から、「一書」の基礎的考察を試みて見たい。

一、「云々」による省略法

神代紀には、多くの学者が指摘しているように「云々」を以って、「一書」の文章を中途で省略しているケースがある。全部で十三例、四つの「一書」に分布しているが、恐らく、これは前出の一書と重複する記事を省略した為と考えられて良いだろう。⁽¹¹⁾ そこで、先ず、その一つ一つの例に当つて、順次、省略が行なわれていることを吟味する事から始めてみたい。

①雖レ然日神不レ懲恆以ニ平恕相容焉云云、至於日神閉ニ居千天石窟也：（第七段第三の一書）

この文面だけでは、日神の天石窟に閉居した理由はわからぬ。しかし、宝鏡開始章の諸一書は、その内容から、本文・第一の一書と第二・第三の一書の二系統に細分することが可能である。⁽¹²⁾ それ故、第二の一書と見比べて見れば第二の一書が同じ個所を、「雖レ然日神恩親之意不レ懲不レ恨、皆以ニ平心相容焉」として、その後に日神の新嘗の時に、スサノオが「新宮の御席の下」に「送糞」をした為、天石

窟にこもつたと記している。従つて、「云々」で省略されているのは、「新嘗・神衣の二事」（重胤説⁽¹³⁾）や「新嘗ノ一事」（秀根説⁽¹⁴⁾）ではなく、前出の第二の一書とほぼ同じ内容、即ち「送糞」のことであつたと推定できよう。⁽¹⁵⁾

②乃躬装ニ武備ニ云々、於是素戔鳴尊誓之曰：

（第七段第三の一書）

日神の武装の容姿が省略されている。省略されている内

容は、この一書が第六段第一・第三の一書と併行関係にある事⁽¹⁶⁾から、「躬帶ニ十握劍・九握劍・八握劍又背上負レ鞍又臂著ニ稜威高鞆手捉ニ弓箭ニ親迎防禦」（第六段第一の一書）

の如き内容であつたと思われる。なお、第三の一書で、日

神が少なくとも「十握劍」を帶びていたことは後文に見える。

③於是日神先噛ニ十握劍ニ云々、素戔鳴尊乃輻輶然ニ：

（第七段第三の一書）

日神が、ウケイして子を生んだことは、この一書を見る限りではわからない。が、内容的に近似性を有する第六段の前出の一書を比べると、

神代紀の基礎的考察

・言訖先食ニ所帶十握劍ニ先兒号ニ瀛津嶋姫、又食ニ九握劍ニ先

児ニ：（以下略）

（第一の一書）

・於是日神先食ニ其十握劍ニ化生兒瀛津姫命、亦名市杵嶋姫

命、又食ニ九握劍ニ：

（第三の一書）

とあって、これらを參看すれば、省略部分が「生兒」以下である事が知られ、この部分の補填が可能であるといえよう。

④高皇產靈尊勅ニ八十諸神ニ曰葦原中國者磐根本株草葉猶能言語、夜者若ニ煙火ニ而喧響之昼者如ニ五月蠅ニ而沸騰之云云。時高皇產靈尊勅曰、昔遣ニ天稚彦於葦原中國ニ：

（第九段第六の一書）

國譲りの經緯を省略なく詳しく述べて語つてゐる本文と並べて見れば、「云々」で省筆されたのは、「天穗日命・大背飯三熊之大人・天稚彦」の葦原中國への派遣という内容であつたと思われる。しかし、飯田季治氏⁽¹⁹⁾の指摘の通り、この部分が特に本文と同一であることから、「云々」を使って削つたのであろう。

⑤故復遣ニ無名雌雉、此鳥下來為ニ天稚彦ニ所射中ニ其矢ニ而上

報云々、是時高皇產靈尊乃用真床覆衾……

(第九段第六の一書)

⑦答曰大山祇神之女等大号磐長姫、少号木花開耶姫、亦号豊吾田津姫云々、皇孫因幸豊吾田津姫……

無名雌雉の派遣から天孫降臨へ一気に話がとんでおり、

これだけでは意を悉した文章とは言い難い。「云々」で省略されたのは、④同様、本文との対比を念頭に置けば、タカミムスヒの返し矢、アメノワカヒコの葬儀、タケミカヅチ・フツヌシの国譲りとかなりの部分が該当していたと思われる。

⑥于時降到之處者呼曰三日向襲之高千穗添山峯矣、及其遊行之時也云々、到于吾田笠狭之御砦……

(第九段第六の一書)

今まで同様、前出の一書と対比させて見ると、

既而皇孫遊行之狀也者則自櫛日一上天浮橋立於浮渚在平處而脅穴之空國自頓丘覓國行去到於吾田長屋笠狭之砦矣……

(本文⁽²⁰⁾)

となり、恐らくは「云々」で略されたのは、「則…去」(傍線部分)迄の、非常に親近性を有する文章であつたことが知られよう。

ここで、カットされたのは、例のコノハナサクヤビメといワナガヒメの話であつた筈である。この話は、前出の所伝のうちでは、本文に見えず、第二の一書にだけ登場している。従つて、第二の一書をもとに、重出部分の省略が行なわれたのであろう。

⑧則一夜而有身、皇孫疑之云々、遂生火酢芹命、次生火折尊……

(第九段第六の一書)

⑦に続く文章であるが、後文に「母誓已驗」とあることから、「云々」の部分に「無戸室」に火をつける話素があつたであろうことは容易に推定できる。恐らくは、⑦同様、第二の一書とほぼ同文か同じ内容であつたので「云々」が使われたものと窺知される⁽²¹⁾。

⑨故別作新鉤数千与之、兄怒不受、急責故鉤云々、是時弟往海浜低徊愁吟……

(第十段第三の一書)

海宮遊幸章は、異伝間の差が僅少であるので、今までの

ように特定の一書を基準に省略されたとして、省略内容を判別するのは難しい。前出の異伝と対応させて見ると、

・兄不_レ肯_レ受而責_ニ其故鉤_ハ弟患之即以_ニ其横刀_一鍛_ニ作新鉤_一

盛_ニ一簞_ニ而与之、兄忿之曰非_ニ我故鉤_一雖_レ多_ニ不_レ取益復急

責_ニ、故彦火火出見尊憂苦甚深…

(本文)

・兄還_ニ弟弓矢_ニ而責_ニ己鉤_ハ弟患之乃以_ニ所帶横刀_一作_レ鉤_ニ盛_ニ

一簞_ニ与_レ兄、兄不_レ受曰猶欲_ニ吾之幸鉤_ハ、於是彦火火出見尊不_レ知_レ所_レ求、但有_ニ憂吟…

(第一の一書)

宣長は「この云々の字、なくてよろし」⁽²²⁾と指摘したが、恐らくそれは失考で、傍線部分こそ、第三の一書では「云々」で略されたのであろう。

⑩兄火酢芹命得_ニ山幸利_ハ、弟火折尊得_ニ海幸利_ニ云云、弟愁吟

在_ニ海浜_ニ…

(第十段第四の一書)

兄弟のサチが、他の所伝と逆になつてゐるが、弟が兄の鉤を喪失したことは後文にも見え、又、前出の本文・第一

・第三の一書との比較から「云々」の個所には、サチ交換

から、弟の鉤喪失までの経緯が略されていると思われる。

⑪考翁問曰何故愁_ニ若此_ニ乎、火折尊對曰云云、老翁曰勿復

聽…

憂、吾將計之…

(第十段第四の一書)

ホオリが愁える理由を、この一書が省略しているのは明瞭である。但し、同じ部分を本文では、「対以_ニ事之本末」

第一の一書では、「具言_ニ其事」と記している。

⑫海神見之乃知_ニ是天神之孫_ハ、益加崇敬_ニ云云、海神召_ニ赤女

・口女_ニ問之…

(第十段第四の一書)

本文・第二の一書と第一・第三の一書では、海宮での出来事についての話順が異なる。⁽²³⁾若し、この点に着目してい

けば、この第四の一書は、そのうちの後者と一致すると思われることから、ここで「云々」で削除されたのは、トヨタマヒメとの結婚から帰国を決意するまでの内容であったと考えられよう。

⑬先_レ是豊玉姫出來當產時請_ニ皇孫_一曰云云、皇孫不_レ從_ニ

(第十段第四の一書)

・逮_ニ臨產時_ニ請曰妾產時幸勿以看之、天孫猶不_レ能_レ忍_ニ…

(本文)

・謂_ニ火火出見尊_ハ曰妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不_レ

(第一の一書)

・已而從容謂天孫曰妾方產請勿臨之、天孫心怪其言竊覩之、：

(第三の一書)

この三異伝との比較で「云々」で省略されたトヨタマヒメの言葉を推知することは可能であろう。

叙上の如く、十三の「云々」による省略例を逐一検討して見たが、ここで三つの点をまとめに述べておきたい。先ず、「云々」は文章を中途で省略する場合に使用されていること、又、省略部分はすべて本文を含む前出の「一書」から推定可能であることが明きらかになつたと思う。このことから、既に指摘したことだが、恐らく「云々」で省筆されたのは、前出の一書と文章上・内容上重複していたためと考えられよう。しかも、省略部分の復原にあたつては、なるべく前出の異伝のうち、一つとは限らないが、特定の一書を以つてする様、留意したつもりである。これは逆に言えば、「云々」で文章を途中で省略させる場合、やはり前出の特定の所伝が基準になつたらしいという事を推測せしめるであろう。次に、「云々」の分布であるが、上巻三例、下巻十例と顕著な差は見られないとしても、特定の一

書—第七段第三の一書、第九段第六の一書、第十段第三・第四の一書—に偏在していることは確かである。しかし、これら四つの一書に特別の関連性を見出すことはできないようと思われる所以、この分布は偶然としか考えようがないが、敢てこの事情を憶測するとすれば、右の諸一書が各章の「一書」の配列にあたつて、本文から一番遠い末端(あるいは末端に近い所)に置かれた為、それだけ前出の一書と内容的に重複するケースが多かつたという事に起因しているのではないだろうか。更に、第三として、この「云々」の省略法に類していると思われるが、海宮遊幸章第四の一書の「故火折尊知其不可²⁴復会、乃有^レ贈^レ歌已見^レ上」という表記である。この「已見^レ上」歌とは、第三の一書に見える三つの歌を指すといわれている。従つて、この省略法は、ここだけにしか見えないのであるが、「云々」の文中省略に準じて考え得ると共に、前出の直前の一書との関係でかかる表現が使われたという事実は、省略のあり方を知る上で、貴重な手がかりを提供しているといえるだろう。

二、前略・後略の省略法

数多い「一書」の中には、その内容の破片的な、断片的なものを見出しえることは疑いのない事実といえる。しかし、これを省略された結果と見るかどうか、しかも三品氏⁽²⁵⁾も注意されたように、伝え落しと見る可能性もあって、この判断は、極めて微妙な問題を含んでいるといえよう。しかしながら、重胤や伊藤氏の指摘のように、又、本稿の結論からしても、「前略・後略」の省略の存在を認めないわけにはいかないのであるまい。

そこで、この問題を解決する為に、先ず、伊藤氏が挙げられた「一書」の省略例について、検討してみたい。

(14) 一書曰、陰神先唱曰美哉善少男、時以_ニ陰神先_ニ言故為_ニ不知_ニ其術_ニ、時有_ニ鶴_ニ飛來搖_ニ其首尾_ニ、二神見而學之即得_ニ交道_ニ。

(第四段第五の一書)

氏⁽²⁶⁾は「二神の交合の結果、何も生まれないはずはない。要するに第五の一書のこの文のあとは本文であげたところの

神代紀の基礎的考察

島々を産んでるわけで、そうでなければ意味をなさないわけです。」と述べられ、これだけで所伝が完結しない、即ち省略がある事を強調されるのである。重胤も、先に引用したが、念の為、今一度引用しておくならば、「第二より第五迄の一書には、大八洲国より以前の事実耳有りて、右等に國号を省かれる」という解釈で、やはり国生みの話が略されていることを指摘している。しかし、こうした指摘だけで省略説の主張として、果して十分と言い切れるのだろうか。というのは、この所伝自体が、人間がいかにして交道を知ったかを主題とする神話であったと見て、完結した伝承と考えることは十分可能だと思われるからである。現に、太初男女が交道を知らず、ある動物の所作を見て初めてこれを学び得たというモティーフの神話が、台湾・沖縄・アイヌに分布しているということは、周知の事実である⁽²⁷⁾が、そうした伝承が必ずや「国生み」に該当する部分を伴つているわけではないのである。例えば、沖縄の伝承では、最初の人兄姉此の国に降りて来て、海岸で貝を拾って生きて居た。或る日海鳥が来て、その首尾を搖かすを

見て、彼らは交道を知った。その所は今帰仁村の古宇利島（恋の島）であった。

最初の人兄姉此の国に降りて、或る緑の芝生の上に日なたぼっこをして居った。そこに二匹の雌雄のバッタが飛んで来て、背中合をした。姉此を見て弟の注意を呼び起して云ふ、「あれ御覽、吾等もああやつて見よう」と。弟是を諾してその通りにやつた。それから人間界に交道が始まった。

というのであって、第五の一書同様、何も生まれていないのである。従つて、こうした伝承を念頭に置いてみると第

五の一書は何も異とするに足らないのであって、伊藤氏の説明だけでは、確実に省略があつたと言うのは飛躍と考えるべきであろう。しかも、この点は、重胤説でも同様であつて、やはり十分説得的であつたとは見做し難いのである。にもかかわらず、私は省略説は容認されうると考えるのである。というのは、若し、第五の一書を、始めから独立した古伝承そのままと見ると、極めて不備な点が目につくからである。例えば、文中に「更復改巡」とあるが、そうあ

る以上、少なくとも、前の部分に既に何かを「巡」つた話があつたと考えないわけにはいかないし、又、「巡」る対象（國柱カ）をも、この文面だけでは判断がつかないのである。こうした不都合さこそ、「一書」伝承本来の姿と見ることのできない、即ち、その原因を省略を措いて他に求めることは難しいと考えるべきではあるまい。そして、こうした点を顧慮して、始めて第五の一書に省略（少なくとも「前略」があることは確実であろう）を認めることができるようになると思う。又、伊藤氏のいわれる「後略」も、その可能性を十分支持しうるを考えたい。

かかる類例は、他にもかなり見られるように思われるが、唯、それを見究めるには、やはり、極めて慎重な態度で臨まねばならないであろう。そこで、最も判断し易い「前略」のケースが明確に認められる諸一書を例証として指摘するに次の通りである。⁽²⁹⁾

⑯一書曰、此ニ神青檜城根尊之子也、

(第二段第一の一書)

十字前後の極めて短い一書であるが、この場合、「此ニ

神」が何を指すのか、忌部正通⁽³⁰⁾や飯田氏⁽³¹⁾はイザナキ・ミとするが、この一書だけでは全く見当のつかないというの宣長の指摘通り⁽³²⁾であろう。従つて、この前に本来まだ文章があつた筈で、それが略されたと見る他ない。

⑯一書曰、伊奘諾尊欲^レ見^ニ其妹^ニ乃到^ニ殯歟之処、是時伊奘

冉尊猶如^ニ生平^一出迎共語、… (第五段第九の一書)

冉尊猶如^ニ生平^一出迎共語、… (第五段第九の一書)
イザナミのことを、「其妹」→「伊奘冉尊」の順で書いて

いるが、「其妹」の前に、「伊奘冉尊」と書いてあつた部分が省略される以前にあつたと推定できる。

⑰一書曰、伊奘諾尊勅^ニ任^ニ三子^ニ曰天照大神者可^ニ以御^ニ高天之原^ニ也、月夜見尊者可^ニ以配^レ日而知^ニ天事^ニ也、素戔鳴尊者可^ニ以御^ニ滄海之原^ニ也… (第五段第十一の一書)

⑯と同様、「三子」が「天照大神・月夜見尊・素戔鳴尊」より先に書かれているのは、「前略」の結果であろう。

⑰一書曰、日神与^ニ素戔鳴尊^ニ隔^ニ天安河^ニ而相對乃立誓約曰、於是日神先食^ニ其十握劍^ニ化生兒…

(第六段第三の一書)

いきなりウケイの所からはじまっているが、日神の物実

が、「其十握劍」というのは、恐らく、先に日神が武装した際、帶びた十握劍・九握劍・八握劍の記述があり、それを受けていた為と思われる。それが、「前略」とされたため、不用意な表現としてとり残されてしまったものと解される。

⑲一書曰、素戔鳴尊欲^レ幸^ニ奇稻田媛^ニ而乞之、脚摩乳・手摩乳對曰請先殺^ニ彼蛇^ニ然後幸者宜也、

(第八段第三の一書)

橋守部⁽³³⁾は「さて此文、上に吾兒云云、毎レ生為^ニ八岐大蛇^{モヘラ}所レ呑云云と云語どもの有べきを、其文は上と全同じことなりし故に、省きて引れたる也」とし、『日本書紀通釈』も「先殺彼蛇云々、此上に八岐大蛇の生子を呑つること略けるなり」と指摘するように、これも⑯同様、「前略」ということを考慮しないと、突然「彼蛇」という表現にぶつかることになつてしまふ筈であり、更には、イナダヒメとアシナヅチ・テナヅチの関係も明きらかにし得ないのである。

⑳一書曰、天神遣^ニ經津主神・武甕槌神^ニ使^レ平^ニ定葦原中國、

(第九段第一の一書)

㉑一書曰、初火燄明時生児火明命、凡此三子火不能害、及母亦無所少損、…

(第九段第三の一書)

㉒㉓とも、前記の⑯⑰と同一ケースである。㉒の「天神」、㉓の「母」は、いずれも後文にそれぞれ「高皇產靈尊」「神吾田鹿葦津姫」と見え、代名詞が固有名詞に先行する例に入るが、こうしたことは、はじめから完結していた所伝では、起り得ない事とみなければならない。

㉔一書曰、天孫幸大山祇神之女子吾田鹿葦津姫、則一夜有身、…

(第九段第五の一書)

この一書では、終始ホノニニギの名はあらわれず、「天孫・天神」としか出てこない。これは、「久之天津彦彦火瓊杵尊崩」(本文)の記事を唯一の例外として、本文以下の各一書が、「皇孫・天孫・天神」のいずれかの表記をとつて、ホノニニギの名を出さないことを対応している。

㉕一書曰、門前有好井、井上有百枝杜樹、…

(第十段第二の一書)

この一書については、三品氏⁽³⁵⁾は最初から完全な所伝では

なく、前の部分に省略があると指摘しておられるが、賛成である。そうみなければ、冒頭語句の「門前」がどこを指すのか、他の異伝を参照すれば、海神の宮であることが判明するにしても、この一書の文面だけからでは、全く見当のつかない筈だからである。なお、この一書も、㉔同様、「兄」「火酢芹命」の記載順になつており、この点も「前略」を考える一証として注意せられるべきであろう。

さて、かなり稚拙な考証を繰返して來たが、これによつて、少なくとも、「一書」には「云々」以外の省略があつたことが確認されるだろう。このことを、更に一步進めれば前記の諸例のように省略によつて生じたと思われる不用意な表現を明証として指摘し得ないようなケースでも、省略を推考することが可能になつた筈である。例えば、宝鏡開始章第一の一書によると、「稚日女尊」が神衣を織つているところから語り出されていて、この一書を見る限りでは唐突の感を免れえないが、若し「前略」を考慮に入れれば、その唐突さは解消するであろうし、又、この所伝で「天照大神」がイワトから出てくる件が語られていないのも、「後

略」のケースに含め得る確率が高くなつたといえよう。更に、先程引用した第八段第三の一書⁽¹⁹⁾に、スサノオが「欲・幸・奇・稻・田・媛・而・乞・之」、脚摩乳・手摩乳が、オロチ退治の後に「然後幸者宣也」と対えているのに、前出の諸一書と異なり、後文でスサノオとイナダヒメの結婚を語っていないのも、省略（「後略」）と見る可能性を無礙に退けるわけにはいかなくなつたといえよう。

このように見てくると、要するに、「一書」の所伝は、その本来の古伝承の姿そのままを表わしているとは見做し難いのであって、「前略・後略」の省略が行なわれていたらしいことは、確証をもつて言いうる筈である。

三、「一書」の存在形態

(1)

さて、前二節までの考察から、現在、我々が見ている「一書」には省略があつたことはほぼ間違いない所となつた。従つて、「一書」については、今後、省略以前の原史料||原「一書」（仮称、以下同じ）と、現在の「一書」とは

区別して考えられねばならなくなつたと言えよう。そして、原「一書」→「一書」への省略法は、次の二つがあつたと思われる。

(イ)「云々」による省略法

(ロ)前略・後略・前、後略の省略法

そこで、次に問題になるのは、(ロ)の省略は一体どのようない方法、基準で行なわれたかということである。重胤は⁽³⁶⁾、

「凡て御紀には、同じ事の重複れる時に、省ても聞ゆる眼は、成たけ略きて、外に譲り合ふ例」であるとし、伊藤氏も、前出の一書とほぼ同じ内容の場合は割愛されたと述べられた。私もこの説に従いたい。なぜならば、諸一書の具体例がほぼそうした傾向を示していること、更に、(イ)の「云々」による省略のところで述べたように「云々」が使われたのは、前出の諸一書と内容上あるいは文章上重複していた為と推定できるからである。従つて、(ロ)の省略法も、(イ)のあり方に、準じて考えてよいとすれば、(ロ)の省略も、やはり(イ)同様、特定の所伝を基準として、基本的には省略が行なわれたものと考えられよう。例えば、前節であげた

諸例のうち、はじめに検討した第四段第五の一書⁽¹⁴⁾は、⁽¹⁵⁾と共に、本文を基準に、⁽¹⁶⁾と⁽¹⁷⁾の例は、前出の第六の一書と重複する故に省略されたものと思われる。又、⁽¹⁸⁾は同段第一の一書と、⁽¹⁹⁾は第八段本文の冒頭部分と親近性を有する内容であつたため、カットされたのであろう。⁽²⁰⁾は、国譲りの司令神がタカミムスヒであることから本文と、⁽²¹⁾⁽²²⁾は判断が難しいが、⁽²³⁾はその直前の第二の一書と、又、イワナガヒメのことを記さない⁽²⁴⁾は本文との対比で、それぞれ「前略」とされたのであろう。最後の⁽²⁵⁾は、比較的本文に近いと思われる内容を持つてゐるので、本文を基準に釣針交換等のモティーフが省略されたものと考えたい。勿論、こうした復原作業は、更に緻密な考証を必要とするが、一通り試案として提示したわけである。

そこで、以上の二つの省略法をふまえて、「一書」の存在形態をまとめると、次の三つに整理分類できるようになる。

(1)省略なし

(2)省略文—前略・後略・前、後略

(3)「云々」による省略文

このうち、(1)については、これ迄全く触れてこなかつたが、大八洲生成章第一の一書、宝剣出現章第二の一書の如き、章(段)単位の「一書」内には、省略が考えられないケースを指している。そこで、各章の本文も、基本的にはすべてこれに含まれることになるであろう。この場合、原「一書」が、記のように首尾一貫した構成であつたか、それとも、抑、各章程度の長さであつたか、論のわかれるところであるが⁽³⁷⁾、今は、少なくとも各章単位で神代紀が編述されたこと、又、「一書」の省略も、神代紀に全般的に、かつ、統一的に(1)(2)(3)のパターンが認められることからして、恐らくは、紀編者の手によってなされたものと推考されるとの指摘に留めて置きたい。

ところで、私は、原「一書」→「一書」の省略は、基本的に、先の(1)の「云々」と(2)の「前・後略」の省略法の組み合わせで為され、(1)(2)(3)の「一書」の存在形態が生まれたと考へるべきだと思う。というのは、重胤には、更に別の形での省略を認める見解が見うけられるからである。⁽³⁸⁾そ

ここで、この点を詳細に考える為に、宝剣出現章第一の一書を具体例に検討してみたい。

㉔ 一書曰、素戔鳴尊自レ天而降ニ到於出雲簸之川上、則見ミ稻田宮主簀狹之八箇耳女子号稻田媛、乃於奇御戸為起而生兒号清之湯山主三名狭漏彦八嶋篠、一云清之繫名坂輕彦八嶋手命、又云清之湯山主三名狭漏彦八嶋野、此神五世孫即大国主神、（訓注略）

この一書は、五十字前後の短いもので、オロチ退治等の主要なモティーフを欠いている。三品氏⁽⁴⁰⁾は、これをスサノオとイナダヒメの聖婚だけを語る奉斎型と位置付けられたが重胤⁽⁴¹⁾は「甚く事略たる伝にて有りけり」として、オロチ退治等の事を本文に合わせて補って読むべきことを指摘している。更に、この読み方は、大林太良氏⁽⁴²⁾が伊藤氏の省略説を援用して、この一書は「元來『古事記』のヤマタノオロチ神話とだいたい同じものであったのが、よく似た内容の別伝を『書紀』の本文として先に出したので、本文と少し違う点だけを書き抜いたにすぎない」として、三品氏のシーエーマを批判されたのとほぼ同じであると言えるだろう。

そこで注意されるべきは、この一書について重胤等の主張する省略は、前記の(イ)(ロ)の省略法とは次元を異にするということである。では、果してこうした省略まで認め得るであろうか。恐らく、答は否であろう。それは、第一に、若しオロチ退治の話が略されているとしたら、その位置は降臨とイナダヒメとの結婚との間でなければならない、即ち文中省略であつた筈で、その場合には必ずや「云々」が使われたと考えられるからである。第二に、重複文章の省略といふ原則を適用するなら、本文と僅か一字しか違わない（本文は「出雲國」とするが、第一の一書は「出雲」としている）第一の一書の冒頭の一文こそ、先ず省略されて然るべきではあるまい。勿論、前出の一書との重複文章の省略ということは、私見の場合でも承認しているのであるから、第二の疑点は当然そのまま私見にもあてはまる。そこで、この一文の取扱いが問題になるが、これが省略の対象とされなかつたのは、若しカットされると、本文に対していなダヒメとの結婚だけに関わる異伝、即ち「前略」と位置付けられてしまふからで、冒頭の文章はその意味で頗

る重要な意味を持つていたからと考えたい。のことから逆に三品説の当否は別として、最初からオロチ退治の話を伴なわない第一の一書の如き異伝が存在したことが推論できるのでないだろうか。要するに、重胤や大林氏の主張にもかかわらず、(2)(3)以外の第三の省略型を認容することはできないのである。彼此勘案すれば、重胤等の省略説は、実は、「二重省略説」であつたと評することができよう。それに対しても、私見では、単なる「省略説」を提示していしたことになる。この点を一層明白にさせるために、別の例を示せば、宝鏡開始章第二・第三の一書に、イワトの前での例のアメノウズメの行為が見出せないのは、重胤はすべて略されたものと見たが、そうではなくて、恐らくは始めからウズメは登場していなかつた所伝を見るべきであろう。

この場合もやはり文中省略のケースで、「云々」が当該部分に見えないからである。類例は他にも挙げうるが、このように少なくとも現在の「一書」の文面には、(2)(3)の省略より他に省略型を見るべきではないのであって、この点で重胤の説とは袂を別たねばならないのである。

なお、ここで「一書」は前出の所伝と重複している場合は省略するという原則にもかかわらず、明らかに重複と見るべきところでも省略されずに採用されているケースがあるということについて一言触れておきたい。これは、例えば、先の宝鏡出現章第一の一書は特例としても、天孫降臨章第一の一書にみえるアメノワカヒコの葬儀の部分は本文とほぼ重なるし、又、海宮遊幸章の諸一書は、それぞれの部分においては極めて本文に近い内容でも記載しているのである。これと同様の例は他の章にもおいて散見する。これは紀編者の姿勢に関する問題であろうが、省略説の立場から考察するとすれば、「一書」総数五八の内、(1)の形態を除けば、大略(2)に分類されてしまうことと関係するのではないかだろうか。(3)の例が、僅に四つの一書にしか見られないということ、即ち紀編者が「云々」による文中省略法をあまり使わなかつたことが、この間の事情を巧妙に説明することになるようと思われる。従つて、この諸異伝間の重複の問題から、私見は大筋において変更を加える必要はないと言ずるのである。

(2)

「一書」における省略を先のように理解し得たとして、直ちに反論されるとしたら、天孫降臨章の第七・第八の一書の例であろう。第七の一書は、「一云」をその中に四個含む形態的にも特異な一書であるが、特に第八の一書と共にホノニニギとホホデミの系譜記事だけで終始しているという同章の他の一書に見られない特徴を持っているのである。從来この二つの一書は、天孫降臨を語らない不完全な一書と位置付けられて、あまり取り上げられずにいた。⁽⁴⁵⁾しかし、「一書」は紀編者が他の諸伝と異同考定して、省略を行つたということが明きらかになった現在、ここに、天孫降臨その他のモティーフを補つて読む道も開けて来たわけである。言い換ると、この不完全な所伝は、系譜伝承だけが、前出の諸一書と異なり、その部分だけが「一書」として掲載されたと見ることもあるいは可能であり、若しこの見方が是認されれば、二重省略説ということになり、同説にとって、両一書は「云々」が使われていないので「省略なし」と見る私見への有力な反証となし得る筈である。

しかし、かかる見方は容認されないと考えたい。ともうのも、むしろ、始めから「省略なし」と考えて、かかる系譜的伝承それ自身が持つてゐる意味を考えて見る必要があるように思うからである。

池田源太氏は、ポリネシア社会において、系譜伝承が盛んであるのは、祖先崇拜の信仰を持つ厳格な階級制度に負うところ大であること、即ちそうした階級社会を確立せしめている長子相続制による世襲制に負つていたことを指摘され、首長の世襲制・階級制度の発達していないメラネシアの社会における系譜伝承の貧困と対置された。⁽⁴⁶⁾また、台湾の高砂族の系譜について、馬渢東一氏は、頭目家と平民家の差別が著しいパイワン・ルカイ・パナパナヤン族では頭目或いはその近い親族に当る古老達が、長い系譜を独占的に記憶しているのに対し、こうした差異の見出し得ないアタヤル・ブヌン族では、その系譜は特定の家柄や階級に集中せず、概して短いことを指摘している。⁽⁴⁷⁾このような、未開社会における系譜伝承のあり方は、頗る興味深いものであつて、古代日本が池田氏の言う「ポリ

ネシア型」、高砂族ではパイワン族等に近いと考えて、多く過たないと思われる。そして、右記の事柄が一般に承認されるならば、次の池田氏の指摘は、正に傾聴すべき至言と言うべきではないだろうか。

我々は古代人の関心のかかるところに従つて、説話的・逸話的事項の間に無味乾燥な系譜的叙述が挿入されてしまうとする近代的な考え方を変えて、系譜の間に説話的・逸話的なものが挿入されているものと考へ直さなくてはならないのではなかろうか。⁽⁴⁸⁾

即ち、系譜を中心に説話部分がそこに逆に介在しているという氏の見解は、先の第七・第八の一書は系譜部分のみ抜き書きされたという解釈が、唯一絶対視されることを妨げるに十分であろう。否、むしろ二重省略説を退けて、省略説を考慮するおかげで、かかる系譜伝承が見出し得るといふことこそ、積極的に評価るべきではないだろうか。記紀(特に記)の中では、系譜伝承は決して孤立したものではないということが、この意味から改めて想起さるべきである。勿論、この二つの一書に見られるホノニニギの系譜

が、古い伝承体の姿そのものを保存していると言うべきではないだろう。言つてみれば、その内容はともかくとも、系譜伝承という伝承体としてのタイプが、十分喪失されずに在ると考えるのである。

いずれにしても、この二つの異伝の例から、殊更、省略説を撤回する必要はなく、両伝とも(1)の「省略なし」に分類さるべきであろう。紀編者は、原「一書」類を適宜斟酌しながら、場合によつては前後をあるいは文中を省略して現在見るような「一書」の配列を完成させたものと思われるが、その際、系譜部分だけを原「一書」から抽出して「一書」を構成させる程、編者は原「一書」に手を加えたわけではなかろうと推想するのである。

(3)

「一書」をめぐる省略について縷々説いて来たが、上記の省略法とは全く別に文脈からみて前後の辻褄の合わない、いわば「省略」と覺しきいくつかの例について言及しておきたい。今、一例を挙げると、天孫降臨章第二の一書ではタケミカヅチとフツヌシの派遣について次のような文章を

掲げている。

(25) 時二神曰天有_ニ惡神、名曰_ニ天津_ニ龜星、亦名天香香背男、
請先誅_ニ此神、然後下撥_ニ葦原中國、是時斎主神号_ニ斎之大
人、此神今在_ニ于東國穢取之地_ニ也、既而二神降_ニ到出雲五
十田狹之小汀_ニ而問_ニ大己貴神_ニ曰_ニ：

との二点の理由による。それ故、この第二の一書のケースは、はじめから省略されていた、換言すれば、原「一書」の段階で既に欠落して前後の文脈が混乱していたと見るべきであって、紀編者の手による省略とは、本来的に区別されねばならないと考えるのである。

この二神の国譲りの交渉と星神カガセオ誅伐、それに香取神宮の鎮座のことの関係が、この文面だけでは全く理解し

そこで、このような脱漏・欠落を探すと、以下の諸例をこの中に含めてよいと思われる。

得ないが、この点について、最近、岡田精司氏は「一書」には省略があるということをもとに、「タケミカヅチ・フツヌ

⁽²⁶⁾遂拔所帶十握劍，斬軻遇突智為三段，此各化成神也。復劍刃垂血是為三天安河辺所在五百箇磐石也、

シ両神による東方の邪惡神を討つ（宗教的な）物語のあと

(第五段第六の一書)

と高論された。しかし、この場合、岡田氏の言われる省略とは、今迄触れて来た省略とかなり性質の異なるものと判断しなければならないだろう。省略というよりは、むしろ欠落・脱漏と言うべきであった。それは、第一に、若しこ

「此各化ニ成神」也の下に脱文あるべし」という重胤等の指摘は動かない。前出の一書にカグツチを斬る段がないこと、「云々」が使われていないことが、その証左といえよう。
②7是時菊理媛神亦有ニ白事、伊奘諾尊聞而善之、乃散去矣、

の場合も省略と見ると、やはり文中省略の「云々」が使わ
れた筈であること、第二に、何よりも前出の諸一書と比較
しても、併行する所伝がなく、この部分の復原が難しいこ

重胤は「亦有_ニ白事」は先に泉守道者を以て令_レ申給ひけるに、猶又其同じ事を此神して令_レ申給ひけるぞと此を探索するに、此程生出たりし神等有り、其神等を治給ふことを宣

別させ給へるなりけり」⁽⁵¹⁾とするが、これはあまりにも行き

過ぎた見方であろう。ククリヒメは、この一書にしか登場

しない事からも、その言葉は容易に復原し得るものでなく、⁽⁵²⁾

欠落と見るべきであろう。

㉙第十段第一の一書は、ホホデミのホスセリに対する復讐の場面を記していない。

これは、二つのケースが考えられる。一つは、トヨタマ、ヒメ出産の後に復讐譚が位置していたのが、省略された（即ち「後略」と見る見方、他は、原「一書」における欠落と見る見方で、私はどちらかというと後者の蓋然性が強いと思う。海神の教唆について、本文と比べて、特長的な内容を含んでおり、それらが本文と重複するということであるに、単純に省略されたとは考えにくいと見るからである。

他に、かかる脱漏の例は、かなり細い部分に迄見られるが、その代表例として次の二つを挙げておきたい。

㉚亦以三天香山之真坂樹一為鬢以蘿為手繩而火処焼覆。

槽置顯神明之憑談（訓注略）
(第七段本文)

㉛其素戔鳴尊断蛇之劍今在吉備神部許也、出雲簸之川上。

山是也。

(第八段第三の一書)

㉙については、多くの学者⁽⁵³⁾が指摘してきたように「覆槽置」の下に「フミトドロコシ」が欠落していると考えるべきであろうか。⁽³⁰⁾も、やはりこのままでは文意が通じ難い事は間違いないが、例えば『通証』⁽⁵⁴⁾は、「也」と「出」字の間に「其斬ニ大蛇ニ之地則」の七字を補っている。

最早これ以上、脱漏・欠落の例に拘わっている必要はないだろう。任意に掲げた上記の諸例からも察せられるように、これらは決してこれ迄述べて来た省略とは同一視できないのであって、紀編者が原「一書」類を収集した際に、既に原「一書」に欠落・脱文が含まれていた筈で、それを編者は原史料を尊重して、そのまま記載したものと素直に考えるべきであろう。それ故、こうした欠落部分を推定し補充することは、前記の省略のケースと違つて、極めて難しいという事は、当然の帰結であると言わねばならない。特殊例を除外すれば、安易な欠落内容の推測は慎まねばならない所以である。

四、結語

最後に、以上の考察の結果を簡単に整理しておけば、次のようになる。

- (1) 「一書」の形態は、各章(段)単位において、(1)省略なし、(2)省略文—前・後略、(3)「云々」による省略文の三つに弁別される(原「一書」の脱漏・欠落が含まれていることもある)。

- (2) 省略されるのは、前出の諸一書と重複する文章あるいは内容を原則とする。

- (3) 省略は、紀編者の手によって、基本的には特定の乃至同一系統の「一書」を基準に行なわれたと見るべきで、必ず本文との関係だけで省略が行なわれたわけではない。

- (4) この三項目が、差当って「一書」を考察する際の基本となるであろう。そしてこれは、少なくとも、かかる「一書」の史料的性格及び限界を考慮しない、常識的な「一書」論に基く神話研究には、今後再検討の必要が生じてきているという事に他ならないといえるであろう。

〈付記〉

本稿は、昭和五十年度提出の修士論文の一部であるが、これを御披読頂いた志水正司・伊藤清司両教授に謹んで謝意を表したい。

註

(1) 三品彰英「記紀の神話体系」(『三品彰英論文集』第一卷、

平凡社、昭和四五年)

(2) 本居宣長は、「一書」は古伝承がそのまま記載されたものと見る指摘以外に、「一書」は本来分註で書かれていたとする。

(『神代紀髣華山蔭』(『本居宣長全集』第六卷、(筑摩書房、昭和

四五年) 五二一頁)

(3) 三品、前掲(1)、一四〇頁

(4) 三品、「神武伝説の形成」(『論文集』第一卷) 一二五頁

(5) 伊藤清司編『シンポジウム日本の神話5』(学生社、昭和

五〇年) 一二三頁

(6) 伊藤清司編『シンポジウム日本の神話3』(学生社、昭和

四八年) 六二頁

(7) 坂本太郎『六国史』(吉川弘文館、昭和四五年) 一五一頁、
なお、重胤については、谷省吾『鈴木重胤の研究』(神道史学
会、昭和四三年) が詳しい。

(8) 鈴木重胤『日本書紀伝』五(『鈴木重胤全集』第一、昭和一
一年) 五三三頁、(以下『紀伝』と略す)

(9) 『紀伝』二十(『全集』第五、昭和一三年) 一二三頁。なお、

『日本書紀纂疏』(国民精神文化研究所、昭和一〇年)に「云々」は「略、事之詞也」(九九頁)「云々者、具上、故此略之辞也」(一六三頁)と既に見えている。

(10) 重胤以外にも、阿部武彦氏が省略説を示唆されたことがある。

(11) 『日本書紀上』(日本古典文学大系、岩波書店、昭和四一年)一六一頁、頭注一〇

(12) 小川徹「神代紀の異伝について」(『日本文化史研究』弘文堂、昭和四四年)

(13) 鈴木、前掲(9)、二四頁

(14) 『書紀集解』上(国民精神文化研究所、昭和一一年)五五頁

(15) 伊藤氏は「生剥・逆剥」あるいは「生剥・逆剥・屍戸」が省略されているとしておられるが(大林太良編『シンポジウム日本の神話2』(学生社、昭和四八年)九七一九頁)第二の一書との関連からして従い難い。

(16) 小川、前掲(12)、瑞珠盟約草も二系統一本文、第二の一書と第一・第三の一書に分けることができ、この第七段第三の一書は後者と関係の深い内容を持っている。

(17) 『書紀集解』上、「接与_ニ誓約所_ニ引甲_ニ書_ニ合_ニ云_ニ二字約_ニ帶_ニ」十握劍以下三十字_ニ(五八頁)とするが、この後の「_ニ只為暫來耳」まで含めてよいかかもしれない。

(18) 重胤は第三の一書のみをあげ(前掲(9)、二六四頁)、『集

解』は第一の一書の「生児以下三十六字」が略されているとする(五九頁)。

(19) 飯田季治『日本書紀新講』上(明文社、昭和一一年)三四四一五頁

(20) 訓注は略している。

(21) 以上、④~⑧については、橘守部『稜威道別』卷十(『新訂増補橘守部全集』第一、東京美術、昭和四二年)三一一頁参照

(22) 本居、前掲(2)、五五七頁

(23) 海宮での出来事として、サチの発見(1)、海神の女との結婚(2)、帰国決意(3)の順を比べてみると表のようになる。

		本文	第一ノ一書	第二ノ一書	第三ノ一書	第四ノ一書
(ア)	(イ)	(イ)				
3	2	1				
	2	1	3			
	2	/		1		
	2	1		3		
(2)		(1)				

(24) 『日本書紀上』一八四頁、頭注一四

(25) 三品、前掲(4)、二三三六頁

(26) 大林編『シンポジウム日本の神話1』(学生社、昭和四七年)二〇八頁

(27) 松村武雄『日本神話の研究』第二巻(培風館、昭和三〇年)一三三二一六頁

(28) 佐喜真興英『南島説話』(郷土研究社、大正一一年)四一五

頁

(29) 第四段については、別の機会に論ずる予定なので、ここで
は取り上げていない。

- (30) 忌部正通『神代口訣』一、一六頁
(31) 飯田、前掲(19)、二四頁
(32) 本居、前掲(2)、五二四頁
(33) 橋、前掲(21)、二二〇頁
(34) 飯田武郷『日本書紀通釈』(歛傍書房、昭和一五年)五六七
頁

- (35) 三品、前掲(4)、二三五頁
(36) 鈴木、前掲(9)、五一九頁

(37) 各章の本文の中でも、第三・第五・第六段の本文には、「前略」の徵証がある。即ち、「凡八神矣…」(第三段)「次生、海、次生、川…」(第五段)は、共に中途半端な書き出しで「前略」を考慮しないわけにはいかないし、又、第六段も「於是素戔嗚尊。請曰吾今奉々教將々就々根國、故欲々暫向々高天原、与々姉相見而後永退々矣…」では、傍点の部分が不備な表現と判断されるからである。この点は、本文を含めて諸一書の原史料を探る意味で一つの手がかりとなるであろう。

(38) 重胤も「然れば、此も右の如く、長々しく有りけむを、文を約めて、此にても聞ゆる状に成されたるは、撰者の御心しらひなり」(前掲(9)、五一五頁)と述べている。
(39) 例えば「正書に委しき事は一書に書されず、一書に詳なる

事は正書に略かれて、相交べ読むべく御心しらひ為給へればなり」とする。『紀伝』十九(『全集』第四、昭和一三年)六三八

一九頁)

- (40) 三品「出雲神話異伝考」(『論文集』第二卷、平凡社、昭和四六年)二〇一九頁
(41) 鈴木『紀伝』二十二(『全集』第六、昭和一三年)五頁
(42) 伊藤編、前掲(6)、五〇頁
(43) 鈴木、前掲(39)、六三八一九頁

(44) 概して言えば、下巻の方にこうした例が多いようである。これは編者の相違と見られないこともないが、文章表現の面ではそれは認められないという。(小島憲之『上代日本文学と中国文学上』(壇書房、昭和三七年)四三八一九頁)

- (45) 三品「天孫降臨神話異伝考」(『論文集』第二卷)一一八頁
(46) 池田源太『伝承文化論叢』(角川書店、昭和三八年)二二一四五頁

- (47) 馬渕東一「高砂族の系譜」(『馬渕東一著作集』第一卷、社會思想社、昭和四九年)

- (48) 池田、前掲(46)、二三〇頁

- (49) 岡田精司「記紀神話の成立」(『岩波講座日本歴史』2、昭和五〇年)三〇一―三頁

- (50) 『紀伝』八(『全集』第二、昭和一三年)七〇頁、飯田、前掲(34)、二五九頁

- (51) 『紀伝』十一(『全集』第二)六九五一六頁、なお「此程生

出たりし神々」とは、第六の一書でイザナキが身につけていた
帶衣などを投棄した時に成った神々とする。

- (52) 『日本書紀上』一〇一頁、頭注一四
- (53) 『続日本紀』(国史大系、昭和一七年) 一〇〇頁
- (54) 谷川士清『日本書紀通証』第二卷(国民精神文化研究所、
昭和一四年) 二九八一九頁